

## 猫を飼っている方へ ～のら猫を増やさないために～

### 1 屋内飼育をする

ペットの猫は屋内で十分暮らせます。  
交通事故、失踪、病気の他、ご近所迷惑も防げます。

### 2 不妊去勢手術をする

猫は年に2～3回、3～6匹くらい出産しすぐに増えてしまいます。  
不必要な猫の繁殖を防いでください。

### 3 身元の表示をする

首輪、名札などで身元を表示し迷い猫を無くしましょう。

### 4 捨てない(終生飼養する)

猫も家族の一員です。一生涯飼い続けることは飼い主の責任です。  
どうしても飼えなくなった時は適正に終生飼育できる新しい飼い主を探しましょう。

※飼い猫が迷子になった時は警察、都の動物愛護相談センター（TEL 042-581-7435）に  
問い合わせてください。



安心!



## 愛護動物の遺棄・虐待は犯罪です。

- 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた場合  
5年以下の懲役又は500万円以下の罰金
- 愛護動物を虐待・遺棄した場合  
1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

愛護動物とは、牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いばと及びあひる。  
人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの。  
(動物の愛護及び管理に関する法律 第44条)